



Title	安保改定と事前協議：「朝鮮議事録」は「密約」か
Author(s)	坂元, 一哉
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 97-128
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67956
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

安保改定と事前協議

——「朝鮮議事録」は「密約」か——

坂 元 一 哉

はじめに

第一章 朝鮮半島有事と事前協議
第二章 「朝鮮議事録」とその文言の謎
第三章 「朝鮮議事録」とその日付の謎
結論

はじめに

二〇一〇年三月、外務省が設置した「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」は、安保改定交渉と沖縄返還交渉に関連して、長年その存在が指摘されていた四つの日米「密約」に関する調査報告書を公表した。外務省内で新しく収集された日本側の外交文書と、それまでに公表されていた米国側文書などを利用し、北岡伸一東大教授（当時）を座長とする六名の研究者（本稿執筆者もその一人）が、それらの「密約」解明に取り組んだ成果である。^①

この有識者委員会の調査報告書（以下「報告書」）第三章は、朝鮮半島有事の際の事前協議に関する「密約」を取り扱っている。一九六〇年の安保改定時、日米両政府は極秘の取り決めを結び、朝鮮半島有事における米軍（国連軍）の日本からの出動については、事前協議を回避でないと合意したのではないか。本稿執筆者はかつて、米国外交文書集に収録された文書と、米国の国立公文書館で公開されているいくつかの関連文書とを照らし合わせ、ある研究会で、そうした取り決めの存在を推定する報告を行い、後に論文にまとめた（日米安保事前協議制の成立をめぐる疑問－朝鮮半島有事の場合』『阪大法学』四六巻四号、一九九六年十月）。その後、他の研究者やジャーナリストからも同様の指摘がなされ、この「密約」の存在が強く疑われるようになつていていた。

有識者委員会は、外務省の内部調査を踏まえ、およそ四か月にわたり独自の調査を行つた結果、実際にそつした「密約」が存在したことを認め、外務省内に「密約」文書のコピーと考えられる文書が残されていたことを明らかにしている。原本ではなく、署名もない写しではあるけれども、朝鮮半島有事の際に事前協議なしの米軍出動を認めた極秘文書と考えられる「朝鮮議事録」（第一回安全保障協議委員会の記録に含めるための議事録）一九六〇年（一月六日付）が見つかったのである。「報告書」は、この朝鮮半島有事に関する「密約」を最も密約らしい「狭義の密約」だと認定した。

ちなみに「報告書」は、「密約」を次のように定義している。

「かつて帝国主義外交の時代には、しばしば、秘密協定が存在していた。日本でいえば、一九〇七年の日露協商など、公表部分とともに秘密部分があつて、しばしば後者のほうが重要であった。それらは、二国間の場合、両国間の合意あるいは了解であつて、国民に知らされておらず、かつ、公表されている合意や了解と異なる重要な内容

（追加的に重要な権利や自由を他国に与えるか、あるいは重要な義務や負担を自国に引き受ける内容）を持つものである。厳密な意味では、密約とはそういうものを指して言うべきであろう。

以上を『狭義の密約』ということができるだろう。その場合には、当然、合意内容を記した文書が存在するわけであるが、他方で、明確な文書による合意でなく、暗黙のうちに存在する合意や了解であるが、やはり、公表されている合意や了解と異なる重要な内容を持つものがありうる。これを『広義の密約』といふことができるだろう。』

（四頁）

「報告書」は、この定義に基づいて四つの「密約」（他の「密約」は、核搭載艦船の一時寄港に関する「密約」、沖縄施政権返還と有事の核再持ち込みに関する「密約」、沖縄施政権返還と原状回復肩代わりに関する「密約」）を検討したわけだが、そのなかで合意内容を記した文書による「狭義の密約」だと認定したのは、この朝鮮半島有事に関する「密約」だけである。

本稿執筆者は当初、「密約」の存在を認定した「報告書」の結論に安堵する思いだった。外務省内の文書によつて、過去の論文の推定が間違つていなかつたと確認できたように思えたからである。

ただ、この「密約」に関連して、外務省内に残つていた文書は多くなかった。不自然なほどに少なかつた、といつてもいいくらいである。しかも「報告書」が出た後で「朝鮮議事録」をよく読むと、安堵は早計だったかもしれないと思わせる気がかりな謎が残つている。

一つは、これは「報告書」も指摘しているのだが、「朝鮮議事録」には、日付の異なる二つのコピーが存在すること。そしてもう一つは、「朝鮮議事録」のなかに、朝鮮半島有事の際には事前協議の必要がない、とする明確な

文言がないことである。

本稿は、「朝鮮議事録」に関するこの二つの謎を解明して、「議事録」の性格を再検討する試みである。いま述べたように、この問題で外務省内に残っていた記録は十分なものではなく、とくに「議事録」の形成過程については、断片的な記録しか残っていなかつた。そして残念ながら、現在公開されている米国側の記録も、それについて多くを語っていない。

だが、こうした資料的制約にもかかわらず、利用可能な日米の関連文書をあらためて読み直し、二つの謎の解明に取り組んでみたい。というのも、この二つの謎が、「朝鮮議事録」の性格について、「報告書」とは異なる解釈の可能性を示唆しているように思えるからである。

第一章 朝鮮半島有事と事前協議

安保改定の際、安保条約に導入された事前協議の制度は、「条約第六条の実施に関する交換公文」（以下「岸・ハーラー交換公文」）をその根拠とする。

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行われるものと除く）のための基地としての日本国内の施設および区域の使用は、日本国政府との事前の協議の対象とする」

という約束である。この交換公文により、米国による日本本土への核持ち込みと、極東有事の際の在日米軍の戦

闘作戦行動は、日米両政府間の事前協議の対象となつた。

この事前協議制度の導入は、在日米軍の基地使用に制限がないことに対する日本国民の危惧に配慮したものである。一九五一年に締結された旧安保条約には、こうした制度がなく、それに対する日本国内の不満の高まりが、日米両政府に安保改定を決断させる重要な要因の一つになつた。⁽³⁾

事前協議制度は、安保条約の改善には違ひなかつたが、その実態には曖昧なところがあつた。安保改定当初から国会で取り上げられ、その後、しばしば日米安保体制を揺るがすような大きな政治問題に発展したのが、核搭載艦船の一時寄港問題。すなわち、核兵器を搭載した米海軍艦船の日本寄港は交換公文にいう「事前協議の対象」になるのかどうかという問題である。

日本政府は長年にわたつて、それも対象になると主張し続けた。そして核兵器の搭載が疑われる米海軍艦船の寄港が問題になつても、米側から事前協議の申し出がない以上、当該艦船には核兵器は存在しない、という説明を繰り返した。

だが、有識者委員会の「報告書」第二章（本稿執筆者が担当した）は、そうした政府の説明は、「嘘をふくむ不正直」なものだつたと結論している。日米両政府間には「岸・ハーテー交換公文」の解釈について立場の相違があり、米国政府は、核搭載艦船の寄港を事前協議の対象とは考えてはなかつた。日本政府は対象になるとの立場だが、米国政府の解釈を知りつつ、あえてその変更を求めることがなく、核搭載艦船の事前協議なしの寄港を事実上、容認した。日米両政府間には、互いの立場の相違を「深追い」することなく（外務省文書）、その相違が表沙汰にならないよう協力する、文書によらない「暗黙の合意」があつたのである。「報告書」は、安保改定交渉時に萌芽し、一九六〇年代に形が固まつたこの両政府間の「暗黙の合意」を「広義の密約」と判定した。⁽⁴⁾

この核搭載艦船の一時寄港に関する「密約」と比較すれば、朝鮮半島有事における国連軍（米軍）の出動に関する「密約」は、安保改定後、長い間、世間にほとんど認知されない「密約」だった。「密約」の噂なら安保改定交渉中に新聞が報道するところとなり、国会で政府は野党から厳しく追及されたことがある。だがそれが、後に大きな問題に発展して、世論の関心を呼び起こすようなことはなかつた。⁽⁵⁾

安保改定にあたつて米国政府は、日本との政治的連携を重視し、安保条約に対する日本国内の批判を和らげるべく事前協議制度の導入に応じた。だが米国政府にしてみれば、基地駐留は日本防衛の代償として米国が得る権利である。その権利が事前協議の導入で大きく制約されるのは、なんとか避けたいところであり、とくに軍部は、そのことを死活問題と考えた。

米国の軍部は、核兵器の持ち込みについては、当時まだ米国の施政権下にあつた沖縄の基地を自由に使えるという前提で、日本本土への持ち込みを事前協議の対象にすることに応じた。だが米海軍は、核搭載艦船の一時寄港までその対象にすることを認めなかつた。また米陸軍は、朝鮮半島有事に関して、日本と事前協議を行うために在日米軍の出動に時間がかかり、在韓米軍に多大の損失が出るような事態は困るという懸念から、例外措置を設けるよう求めた。⁽⁶⁾

米軍の軍事的要請が一方にあり、他方に安保条約を日本国民に受け入れやすくするという政治的要請がある。この二つの要請を何とかバランスをとりつつ処理する必要のなかに「密約」が生まれた、といつてよいかもしない。

米海軍の軍事的要請は、「暗黙の合意」によつて処理されたし、米陸軍の軍事的要請は、「朝鮮議事録」によつて処理されたのである。

さてその「朝鮮議事録」にかかわる問題、すなわち朝鮮半島有事における事前協議の問題が安保改定交渉のなか

で浮上したのは、一九五九年の五月。きっかけになつたのは、「吉田・アチソン交換公文」の取り扱いだつた。

「吉田・アチソン交換公文」は、サンフランシスコ平和条約締結時（一九五一年九月八日）に、吉田茂首相とディーン・アチソン米国務長官の間で交わされた交換公文である。日本が平和条約発効後も、朝鮮戦争に関連する国連軍の行動を基地やサービスの提供によつて支援することを確認する文書だつた。

安保改定交渉が始まつた（一九五八年一〇月）当初、米国政府はこの交換公文は平和条約に関連するものだから、安保改定後もそのままの形で残る、と考えていたようである。だが日本政府は、この交換公文は安保条約とともに国会に提出され承認されたものであるし、署名したのは吉田首相だけであつて、平和条約に署名した他の全権団員は署名していないこともあるから、安保改定後、そのままの形で残ることにはならない、との立場を伝えた。この点は結局、安保改定とともに、新しい交換公文をつくつてこの「吉田・アチソン交換公文」を確認し、その内容を残すことで日米の折り合いがついた。^⑦

ただそこで問題になつたのは、「吉田・アチソン交換公文」の意味をどう理解するかである。藤山愛一郎外相はダグラス・マッカーサー駐日大使（マッカーサー元帥の甥）に、次のことを日米間での了解事項にしたいと伝えた。まずこの交換公文は、朝鮮半島で国連軍が再び攻撃を受けた場合に国連軍がとる行動にのみ適用されること。次に、この交換公文のなかで日本が国連軍に与えることになつてゐる「支持」とはいわゆる兵站支援のことであり、米軍が国連の旗の下で事前協議なしに日本の基地を戦闘作戦行動のために使うことを許すものではないことである。マッカーサー大使は、米国政府にこの日本側の理解を受け入れるよう進言した。^⑧

だが、この進言に対して、米国の軍部は猛反発する。統合参謀本部は国務省に対して、そういう理解では、すでに事前協議制度の導入で劇的に減少した在日米軍の軍事的効果がさらに減少する。また、そういう理解では、米国

は、事実上、日本防衛にしか使えない基地の使用と日本防衛の約束を交換することになり、新条約の相互性はさらに減少するだろう。

統合参謀本部はそうした理由をあげて、日本政府から、極東での戦闘再開の際には日本が以前と同様の条件で米軍を支援する、という内密の保証を取り付けるよう強く主張した。そして、もしそれができないなら、軍事的効果の減少から考えて、在日米軍の撤退を「真剣に考慮する」必要がある、と付け加えたのだつた。⁽⁹⁾

こういう米軍部の主張に対し、マッカーサー大使は強く反論した。その主張が日米安保を、軍事的な観点だけから眺めようとするものだつたからである。たしかに軍事的には、国連軍（米軍）が事前協議なしに、日本の基地から戦闘作戦行動をとれる方がよい。しかし安保改定で米国が目指しているのは、日本が自発的に、日米間の信頼できる長期的な安全保障関係を築くようにさせることである。そうすることによってのみ、米国は中ソ両国の圧力に直面する日本が、政治的に中立主義的な路線を歩まないようにならざることができる。そしてそれができてはじめて、平時に日本から軍事基地と兵站施設の供給を安定して受けることができ、米国が西太平洋における軍事展開を支援することができる。

もし日本政府に対し、日本がまだ占領中でもあるかのように、事前協議なしの国連軍の戦闘作戦行動を要求すれば、きつぱり断られるだけだろう。そういう要求は、過去二年間に積み上げられてきた日米間の緊密な協力と友好の精神にとって全くのダメージにもなるだろう。一九五七年の岸訪米がもたらした日米新時代は、日本人の目には日米関係を主権平等、相互的な利益と尊敬および協力の固い基盤のうえに置くことと映つてゐる。この問題は日本の主権の最も基本的な属性に関連する問題であり、日本側と論争すれば勝てないだけでなく、日米安保と日本におけるわれわれの他の死活的な利益をすべて水の泡にしてしまうだろう。⁽¹⁰⁾

マッカーサー大使はそこまで述べて、統合参謀本部の主張に反論した。要するに米国の国益にとつては、日本との政治的連携の強化が何より重要で、その観点から見れば参謀本部の主張は間違っている、という反論である。

マッカーサー大使は、問題の重要性に鑑みて国務省の立場を明確にするよう国務長官に進言した。そしてもし必要なならばこの「吉田・アチソン交換公文」の問題についてアイゼンハウアー大統領の判断を仰ぐようにも促した。

だがマッカーサーの反論の三日後、クリスチヤン・ハーテー国務長官はマッカーサーに対し、統合参謀本部の主張を大筋で受け入れる指示を出している。ハーテー長官は次のように切り出した。

国防長官も統合参謀本部も、「吉田・アチソン交換公文」に関する問題の微妙さをよく理解している。しかしそれにもかかわらず彼らは、もし国連が、朝鮮における共産側の侵略行動の再発に対し、日本政府との協議を経ることなく適切かつ必要な軍事的行動をとれるのでなければ、北東アジアにおけるアメリカの安全保障の立場は危うくなると信じている。そしてこれは日本自身の安全の問題でもある。共産主義国の侵略を抑止するアメリカの力は、侵略に対ししてアメリカが利用できるすべての基地から、ほぼ即時に対応できることにかかっているからである。

ハーテー長官はこう述べた後で、大統領に問題を持ち上げる前に、マッカーサー大使が岸首相に対して「可能な最も強い言葉で」この死活的な安全保障上の考慮を強調するように伝えた。長官は、朝鮮における国連の行動再開の場合に限つて、事前協議に例外を設けるよう求めたのである。

この指示に対しマッカーサー大使は、ハーテー長官が国防省と協議して、例外を求めるべき国連軍の行動を極東全般ではなく、朝鮮に限ることに感謝した。そのうえで大使は指示された通り、この例外に対して日本政府の同意をとりつけるべく最大限の努力をすると返電した。⁽¹⁾大使の進言はいれられなかつたのである。

岸首相が臨時国会で多忙なため、マッカーサー大使の岸に対する申し入れは、国会終了後、一九五九年七月六日

に行われている。マッカーサーからの国務省への報告によると、彼は岸と藤山に米国の提案を強く伝えたようである。この日の会談については日米双方の記録を利用することができるが、ここでは外務省の「密約」調査で明らかになつた日本側の記録¹²⁾を使って、大使の発言（の主要部分）と岸及び藤山の反応を見ておこう。

【大使】……日本側では、新条約が発効すれば、吉田・アチソン交換公文は、安保理事会の決議に基き現に朝鮮でとられている国連の活動のみをカヴァーするものであると了解され、又『サポート』は補給活動に限られるもので、事前協議なしの作戦行動は含まないと了解されるお考えであると承知する。米国政府は右の第一点、即ち本件ノート【吉田・アチソン交換公文】は朝鮮において共産側が戦闘を再開した場合に限り、極東の他の地域における国連の未来の活動には及ばないとする点は（ここにおいて大使は吉田・アチソン交換公文の一節を引用する）、交換公文の字句に拘りなく日本側の了解に同意する用意がある。しかしながら第一点、即ち日本にある米軍が朝鮮にある国連軍を積極的に助ける必要が生じた場合、日本側に事前に協議しなければならないという約束はなし得ない。蓋し、朝鮮においては既に国連の決議に基いて国連軍が現に存在しており、万一共産側が戦闘を再開するような場合は、フォーミュラ「最終的に『岸・ハーテー交換公文』となる文言」でいっている普通の作戦行動とは自ら別種のものである。

昨秋自分がワシントンで「共和・民主」両党領袖に話した際も、各領袖はこの問題は重要視していたところである。米国でも此の問題は最高レベルでの話になつてるので、特に総理に直接お話せよとの訓令があつたものと考へる。米国としては国連に対する義務の見地よりも、又他の国連諸国に対する約束からも、この点は重要な問題で、更に米軍が各地の基地から何時でも飛んで行けるということが侵略の再開に対する強力な抑制力を成すもので

ある。……

要するに米国政府は……既に国連が措置をとっている朝鮮においては、非常の場合日本側と協議する事なく行動する事あるべきを、留保せざるを得ない。……」（〔 〕内は坂元、以下同じ。）

このように朝鮮半島有事の際の米軍出動において事前協議はできないというマッカーサー大使の発言を聞いた岸はまず、藤山に向かって、「問題の焦点は始めてきいた訳だが研究しようではないか」と述べている。

これに対しても藤山は、

「米国は吉田・アチソン交換公文が現在及び将来に亘り極東における国連の活動全般に及ぶ形であるのを朝鮮だけに限り、それをフォーミュラとの関係で共産側の侵略の再開の場合の非常措置に限定し、問題をしぼって来たものであるが、米側の言っている事は実質的には、差し支えないと思う」

と答えた。

このやりとりの後、岸はマッカーサーに対して、はじめて聞くことだが、米国政府の趣旨はよく理解できたから早速研究し、外遊に出発（岸は七月一日、欧州、中南米歴訪に出発）するまでに考え方をまとめる、と約束した。だが実際には、その約束は果たせなかつた。出発の前日、七月一〇日、岸の指示を受けた山田久就外務次官が、マッカーサー大使にその事情説明を行つてゐる。山田は大使に、米国側の提案は非常に重大な問題を生じさせてい

るけれども、岸と藤山は日米双方に折り合いのつく解決策を見つけるため、最大限の努力を行うであろうと語った。マッカーサーは、日本側が米国側の基本原則を受け入れるならば、この問題の処理について岸と日本政府が困らないような方法を見つけるため、あらゆる努力をすると述べた。山田はそのことを岸に伝えるといい、個人的な非公式な感触として、そういう大使の考え方を基礎にすれば、取引をまとめるチャンスはかなりあると述べた^{〔13〕}。

三日後、藤山外相は来訪したマッカーサー大使に、

「吉田・アチソン交換公文については、総理出発前にお返事すると申上げたが、事務的に研究する必要もあり、総理不在中研究の上【総理】帰京後総理の決裁を経てお返事する」

と述べている。マッカーサーは、

「その問題については米側も出来るだけ考えたが、どうしても譲れない原則問題がある、又、日本側には手続き的にどう扱うかという極めて難かしい問題がある事と思われ、時間を必要とされる事は御尤もである」

と答えた^{〔14〕}。

岸や藤山は、米国の提案を二つ返事で引き受けたように見える。だが、外務省の事務方はこの問題の処理に苦労した。というのも、外務省の文書がいうように、米国のこととはわかるけれど、

「米側の要望をその儘約諾することは事前協議に関する折角の新たな交換公文〔岸・ハーテー交換公文〕の国內的効果を減殺するものであつて容認し難かつた」

からである。⁽¹⁵⁾

岸首相の帰国後、八月二三日、藤山外相はマッカーサー大使に外務省が検討した日本政府の提案を伝えた。それは、「吉田・アチソン交換公文」の継続を確認するための新しい交換公文、すなわち「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」のなかに、前記のような場合については、日本政府は、日本国内の基地から米軍が作戦行動を起こすことに「同意することを好意的に考慮する」という趣旨の一項を付け加える、という提案だつた。⁽¹⁶⁾

すでに日本政府は、五月八日にその新交換公文の文案を米側に提案していたが、それは米軍が国連軍として行動する場合も、新安保条約の規制を受けることを明示するものだつた。実際にできあがつた新交換公文〔吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文〕の第三項は次のように規定している。

「……国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれる取極により規律される。」

この新交換公文と考え合わせると、日本政府の提案は、朝鮮半島有事の際には日本政府は米軍出動への同意を「好意的に考慮」する。すなわち米軍出動を認めるが、それでもともかく事前協議はやつてほしい、というようなことだつたと思われる。

だが米国側は、「日本側の立場は了解しうるも真に協議の時間的余裕なき場合の手当が必要」と主張。日本政府の提案を拒絶した。¹⁷⁾

その後、日米間でどのようなやりとりがあつて、「朝鮮議事録」の作成に至つたのか。いま利用できる日米の外交文書から確実なことをいうのは困難である。外務省の記録には、「議事録」の作成には「苦心研究」を重ね、一月、一二月には日米が「応酬」を重ねたとあるが、詳しいことは何も語られていない。

ただ外務省の文書のなかにあつて「報告書」が取り上げなかつた、断片的な記述が、その「苦心研究」について重要なことを語つているように思われる。すなわち、右の日本側提案が拒絶された後、

「ここにおいて新条約下の安全保障〔協議〕委員会の第一回の会合の際所用の協議を行い置くと言ふ考え方が問題となつた」（傍点、坂元）

とする記述¹⁸⁾である。

第二章 「朝鮮議事録」とその文言の謎

「朝鮮議事録」に関する二つの「謎」のうち、まずこの「議事録」に、「事前協議」という言葉が含まれていなうことについて考えてみよう。「朝鮮議事録」は安保改定で新設される安全保障協議委員会の第一回会合における「議事録」として、マッカーサー大使と藤山外相のやりとりを記録する文書である。非公表文書（極秘）とされ、「密約」調査ではじめて公開された。「報告書」によれば主要部分は次のとおり。

「マッカーサー大使… 朝鮮半島では、米国の軍隊が直ちに日本から軍事戦闘作戦に着手しなければ、国連軍部隊は停戦協定に違反した武力攻撃を撃退できない事態が生じ得る。そのような例外的な緊急事態が生じた場合、日本における基地を作戦上使用することについて日本政府の見解をうかがいたい。」

藤山外相… 在韓国連軍に対する攻撃による緊急事態における例外的措置として、停戦協定の違反による攻撃に対しても国連軍の反撃が可能となるように国連統一司令部の下にある在日米軍によって直ちに行う必要がある戦闘作戦行動のために日本の施設・区域を使用され得る、というのが日本政府の立場であることを岸総理からの許可を得て発言する。」（五〇一一页）

「報告書」は、この主要部分を引用して、「朝鮮議事録」は「岸・ハーティ交換公文」に定める事前協議を回避するためになされた日米両政府間の「密約」だったと認定した。藤山はマッカーサーに、朝鮮半島の「在韓国連軍に対する攻撃による緊急事態」においては「例外的措置」として、国連軍としての米軍が「直ちに行う必要がある戦闘作戦行動のために」日本の基地を利用できるとする「日本政府の立場」を伝えていた。非公表の極秘文書だったことも含めて、この「議事録」が朝鮮半島有事の際の事前協議を回避する「密約」だったことは明白なようにも思われる。

ただ、二人のやりとりにはどこにも、「事前協議」という言葉が出てこない。それはなぜだろうか。

たしかに「事前協議」という言葉が出てこなくても、「直ちに日本から軍事戦闘作戦に着手しなければ」在韓国連軍が危うくなるような「例外的な緊急事態」における日本政府の対応についてマッカーサー大使から聞かれて、藤山外相が、「例外的措置」として戦闘作戦行動のために基地の使用を許す、といつてているわけである。だから、

日本政府が米国政府に対して事前協議の回避を認めた、と解釈することは十分可能といえるかもしない。

だが、朝鮮半島有事の際の事前協議の回避は、米国にとっては「至大の関心事」（外務省文書⁽²⁰⁾）であり、前章で見たように日本に強く要求してきたものである。端的に事前協議という言葉を入れて、その回避を明言する必要はなかつたのだろうか。

もちろんそれについては、日本政府の立場がある。日本政府としては、米国政府の要求がどうであれ、事前協議は不要ない、と文書で明確にいうことは、たとえそれが非公表の極秘文書の文言になるとはいえ避けたかったのだろう。国民に対しては、そういう場合も事前協議が必要になると説明しながら、米国政府に対しては、事前協議は必要ない、とあからさまに約束することには当然、強い抵抗感があつたに違いない。

だが、もしそうなら、言葉を明確にしないぐらいでよいのだろうか。外務省は「苦心研究」を重ねたというが、その結果は、ただ言葉を濁すという、その程度のことだつたのだろうか。

われわれはこの点、外務省内に残つていた「朝鮮議事録」のドラフトと考えられる五点の日付が異なる英文文書のうち、一番早い日付の文書（一九五九年一月二四日付け）に注目する必要があるかもしれない。「報告書」は、五点のドラフトには「大筋において大きい違いはない」としている（五一頁）。だがよく読むとこのドラフトには、外務省の「苦心研究」の性格、ひいては「朝鮮議事録」の性格を知るための重要なヒントが含まれているよう思われる⁽²¹⁾からである。

このドラフトも、他のドラフトや実際の「朝鮮議事録」同様、マッカーサー大使の問い合わせに、藤山外相が答える形式の文書になつてゐる。そして藤山はこのドラフトにおいても、朝鮮半島有事の「例外的措置（as an exceptional measure）」として、米軍の基地使用が許される旨をマッカーサーに伝えている。

だが、このドラフトでは、マッカーサーの問い合わせにも、藤山の答えにも、他のドラフトには見られない記述がある。まず、安保条約第四条の「隨時協議⁽²⁾」に関する記述がある。朝鮮半島で有事が発生するといつても、「たいていの場合」は、大規模攻撃の企てを予見することができるから、その場合には安保条約第四条の隨時協議を行つて対応する、という記述である。

そしてその隨時協議においてマッカーサーが期待し、藤山が応じるとしたのは、

「その隨時協議のなかで、武力攻撃が差し迫つて いる恐れがあると判定されれば、日本政府は、たとえそういう攻撃が実際に起つる前であつても、その武力攻撃に即座に対応して在韓国連軍を直接支援するためになされる必要がある国連軍統一司令部の下にある在日米軍の戦闘作戦行動のために、日本国内の施設及び区域を基地として使用する」とに同意する用意がある (will be prepared to agree)」（訳文、傍点は坂元）

ことだった。

もし隨時協議を行つて いるなかで、朝鮮半島における武力攻撃が差し迫る状況になつたら、実際にその武力攻撃が起つる前であつても、日本は米軍による戦闘作戦行動のための基地使用に同意できる、というわけである。

そしてこの隨時協議に関する興味深い記述に続いて、「朝鮮議事録」と表現は異なるが、同趣旨の記述が続く。

「さらに私〔藤山〕は、在韓米軍に対する奇襲攻撃の結果として生じる極端な緊急事態を予想した例外的措置として、上記〔前記引用部分を参照〕定義されたような戦闘作戦行動のために、〔国連統一司令部の下にある在日米

軍が】 日本国内の施設及び区域を使用することに同意することを岸首相から許可されている。」

この藤山の答えは、マッカーサーがいう「例外的な緊急事態」、すなわち「奇襲攻撃」が発生し、「米軍が日本から即座に戦闘作戦行動を行わなければ、国連軍が防衛陣地を維持できない」ような事態についての対応を述べたものである。

二つ合わせて読むと藤山は、朝鮮半島で起こりうる有事について、「たいていの場合」は、実際に有事が発生する前に隨時協議を行つて、そのなかで基地使用に「同意する用意がある」。だが、ありうる「例外的な緊急事態」については、「例外的措置」として、いま「同意する」（ことを岸首相から許可されている）、と答えたことになるのではないかだろうか。

ここで一つ大切なことは、このドラフトでは、マッカーサー大使が「例外的な緊急事態」への日本政府の対応につき、次のように述べて藤山の答えを求めることになつていたことである。

「そこで私は、いま述べたような例外的な緊急事態の場合に、日本政府が日本国内の基地の作戦使用に同意する」ことを、「協議のフォーミュラ」に従つて要請する。」

「協議のフォーミュラ (the Consultation Formula)」というのは、後に「岸・ハーテー交換公文」に発展する文言であり、すでにこの時点で、日本の基地からの米軍の戦闘作戦行動は（日本防衛のためのものを除いて）事前協議の対象になることが了解されていた。もちろん問題になつてゐる戦闘作戦行動は、米軍といつても国連軍指揮下

の米軍が行うものであり、形式的には「吉田・アチソン交換公文」と関連することになる。だが「吉田・アチソン交換公文」の内容を新たに認めた「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」では、先に見たように国連軍指揮下にある米軍による基地使用も、「岸・ハーティー交換公文」を含む新安保条約の取り決めにより規律されることになっている。

だからマッカーサーは、「協議のフォーミュラ」（岸・ハーティー交換公文）に従つて、すなわち新安保条約のなきの事前協議の取り決めに従つて、藤山に朝鮮半島有事の「例外的な緊急事態」における米軍の基地使用許可を要請した。それに対して藤山は、「例外的措置」として、そういう場合の基地使用に、いま「同意する（ことを岸首相から許可されている）」と答える。このドラフトは、そういうやりとりを記述していることになるのである。⁽²³⁾

つまりこのドラフトは、安保条約第六条に関する日米両政府間の事前協議のやりとりを記す文書のドラフトなのではないか。安全保障協議委員会の第一回会合で予定されている事前協議、安保条約の発効後、藤山外相とマッカーサー大使が、朝鮮半島有事の「例外的な緊急事態」を想定してあらかじめ行う事前協議のやりとりを記す文書の文案のように思えるのである。

このドラフトと、実際の「朝鮮議事録」には異同がある。「朝鮮議事録」には隨時協議に関する、すなわち「たいていの場合」の協議に関する記述がない。また、「協議のフォーミュラ」についての記述もない。文章表現にも違いがあつて、「例外的措置」の意味がわかりにくくなつてゐる。だが、マッカーサーの問い合わせ（このドラフトの場合には要請に）、藤山が答える、そして基地使用を認める、という基本的な形式は同じであり、文書の基本的な性格に変化はないと思つてよいと思う。

「朝鮮議事録」は事前協議のやりとりを記す文書。もしそう考えれば、日米間の交渉で「所用の協議を行い置く

「という考え方が問題になった」という、（前章で見た）外務省の文言の意味も理解しやすいだろう（傍点は坂元）。安保改定で導入された事前協議は、実は、それをどのように行うかが明らかでない。また「いつ」行うかも条約の条文や関連文書で明示されているわけではない。朝鮮半島有事における米軍出動について、いえば、「事前」はもちろん、米軍出動の前、というくなるが、それがどのくらい前なのか。普通に考えれば、出動が必要になるような事態が発生した後、実際の出動までの間に行われるものと考えるべきかもしれないけれど、そうでなければならぬと決められているわけではない。だとしたら事態発生前に「所用の協議を行い置く」ことも可能だらう。

もし「朝鮮議事録」を、朝鮮半島有事の兆候が見える前になされる事前協議の記録だとすると、米国で公開されている文書のなかの断片的な文言とも整合性がとれる。その文書は、ハーテー米国務長官が、新安保条約を米議会に説明するために国務省が用意した文書（ブリーフィング・ブック）だが、そのなかで、いの「朝鮮議事録」は「すでに終わった事前協議（prior consultation）のための取り決め」というタイトルの下、「前もってなされる協議（advance consultation）のための極秘の取り決め」だと説明されているのである。以下その部分を引用する（訳文は坂元）。

“Arrangements for Prior Consultation Already Completed (Secret)”

「すでに終わった事前協議のための取り決め（極秘）」

This is a secret arrangement for advance consultation to permit us to react immediately from Japanese bases to a renewal of the Communist attack in Korea.”

「これは、朝鮮における共産主義者の攻撃再開に対し、われわれが日本の基地から即座に反撃する（）」と許すた

めに前もつてなされる協議のための極秘の取り決めである。」

第三章 「朝鮮議事録」とその日付の謎

「朝鮮議事録」を事前協議のやりとりを記す文書だととらえると、この「議事録」に関するもう一つの謎もまたく謎ではなくなる。

「朝鮮議事録」には二つの日付のコピーが存在する。外務省内で見つかった「朝鮮議事録」のコピーの日付は、一九六〇年一月六日。岸信介首相とクリスチヤン・ハーテー国務長官がワシントンで新安保条約に署名する約二週間前の日付のものである。ところが二〇〇八年に米国のフォード大統領図書館で春名幹男氏（春名氏は有識者委員として「報告書」の第三章を担当）が発見した「朝鮮議事録」のコピー⁽²⁵⁾の日付は、一九六〇年六月二三日。すなわち、新安保条約の批准書交換の日付である。

どちらのコピーにも、藤山愛一郎外務大臣とダグラス・マッカーサー駐日大使の署名欄があり、前者はイニシャルでの、後者はフルネームでのサインが予定されている。（実際にイニシャルやサインがなされた文書は見つかっていない。）

「報告書」は、二つの日付のコピーが存在する謎に関して、藤山とマッカーサーが一月六日に「秘密合意」の案文をイニシャルによつて確定し、六月二三日に本署名したのではないか、と推測している（五三貞）。これは正しい推測だと思われる。

また「報告書」は、この本署名が本来予定されていた安全保障協議委員会の第一回会合の日（これは実際には一九六〇年の九月八日に行われた⁽²⁶⁾）ではなく、六月二三日の批准書交換の日に行われたのは、新安保条約調印（一月

（一九日）後、いわゆる安保騒動によつて、岸が退陣表明を余儀なくされたことによる推測している（五三頁）。岸は、新安保条約が国会で自然成立した翌日、六月二〇日に退陣の意思を明らかにし、二三一日に正式表明した。米側としては、岸退陣後の日本の後継政権との「秘密合意」形成には不確実性があることから、岸政権がまだ存在するうちに本署名をすませたのではという推測である。これもまた正しい推測だろう。（実は最近、この点に関連して、マッカーサー大使の考え方を示す機密文書が米国公文書館で公開された。本稿初校完成後に入手できたので、脚注で紹介することにしたい。）^{〔27〕}

ただもし、「報告書」がいう「秘密合意」は、あらかじめその内容を決めておいた「事前協議」を行う約束のことだつたと考えれば、六月二三日に本署名した事情はより明確になる。一月六日付けの「朝鮮議事録」の本署名は、六月二三日に批准書が交換されて条約が発効した後、岸が実際に退陣する七月一五日までの間に、必ずなされなければならなかつた。なぜなら、岸政権が退陣して存在しなくなれば、マッカーサーと藤山外相の問答は、そのなかにある「岸総理の許可を得て発言する」という文言を含めて、日米両政府間の事前協議の文言としては全く意味がなくなるからである。六月二三日になつたのは、一番早い日取りで、批准書交換のため実際にマッカーサーが岸や藤山と自然に会える日だつたからだう。

二つの「朝鮮議事録」は本体部分の内容は同一だが、冒頭部分に少し違いがあつて、一月六日付けのそれは

「本日開かれた安全保障協議委員会において朝鮮の情勢が議論され、マッカーサー大使と藤山外務大臣によつて、それぞれ次のような陳述がなされた」

となつてゐるが、六月二三日付けの方は、

、 、 、

「本日開かれた安全保障協議委員会準備会合においてマッカーサー大使は、同委員会への付託事項（terms of reference）の案を示した。朝鮮の情勢についても議論され、マッカーサー大使と藤山外務大臣によつてそれぞれ次のような陳述がなされた。」（傍点は坂元）

となつてゐる。

わざわざこの日に「準備会合」を開いたという建前をとる必要があるのも、この文書の性格がこれまで述べてきただよななものだと考えれば、当然のことになるだろつ。会合を行つて事前協議を行つたという形——実際に開かれたのか、開かれたとしたらどういう形で開かれたのかは不明——が必要だからである。「準備会合」での協議が正式の協議といえるのか、という問題はもちろんある。だが、繰り返しになるが、事前協議のやり方に決まりがあるわけではない。

この点を考えるとさわれわれは、そもそも「朝鮮議事録」は、なぜ安全保障協議委員会の議事録として作成されたのか、ということとも考える必要がある。安全保障協議委員会は、安保条約第四条に基づいて新設された委員会である。従来、この委員会は第四条に基づく隨時協議のための委員会というとらえ方がなされることが多い。だが、安保改定時に、この委員会の設置については、次のように規定されている。

「両政府は、同条約第四条の規定に基づいて、条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東に

おける国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の政府の要請により協議することになつて います。条約第六条の規定に基づく交換公文は、日本国政府との事前の協議の主題として一定の事項を掲げて います。

このよ^うな協議は、両政府が適當な諸経路を通じて行なうことになります。しかしながら、同時に、本大臣は、両政府間のこれらの協議のために時宜により使用することができる特別の委員会を設置することが非常に有益であると思^います。」（「安全保障協議委員会の設置に関する往復書簡」の一部）

安全保障協議委員会（いまは「2プラス2」と呼ばれることが多い）は、最初から隨時協議だけでなく、事前協議のための委員会でもあったのである。

そのことを確認すれば、マッカーサー大使が「吉田・アチソン交換公文」の問題に関連して、外務省の担当者に次のように伝えた（一九五九年九月一八日）ことの意味もわかりやすくなる。

「ワシントンに対しては新委員会で予め約束する方法も可能である云ふことでフォーミュラの価値を傷つけない様な解決を探究する必要を力説してある。」⁽²⁸⁾（傍点、坂元）

大使は「新委員会」（安全保障協議委員会）で「予め約束する方法」をとれば「フォーミュラ」（事前協議）の「価値を傷つけない」ようになると考へていた。それはまさにこの委員会が、事前協議のためにも使われる委員会だからだろう。この委員会で協議を行つて朝鮮半島有事の対応を「予め約束」すれば、有事発生前で

はあるが、ともかく事前協議をやつたことになり、この制度の「価値を傷つけない」ですむ。そういう考えを前提にした発言と思われる。

もし「朝鮮議事録」が、朝鮮半島における「例外的な緊急事態」については、事前協議なしに国連軍としての米軍出動を認めるという「秘密合意」だつたとすれば、それは「岸・ハーティ交換公文」か、あるいは、「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」についての「秘密合意」のかたちをとるべきだつただろう（その場合はどうしても事前協議の「価値が傷つく」ことになる）。そうではなく、事前協議もその目的とする安全保障協議委員会の「議事録」という形式をとつたのは、この議事録が「事前協議」の「議事録」であったことを強く示唆するものである。

ところで「報告書」は、日本政府が一九六九年の沖縄返還交渉の際に、「朝鮮議事録」の無効化をめざし、それを首相による一方的対外声明で置き換えるとした努力について説明している（五四一五頁）。よく知られているように佐藤栄作首相は、リチャード・ニクソン大統領と沖縄返還で合意した一九六九年一一月二二日、共同声明において

「朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要である」

と述べるとともに、プレスクラブでの演説において、朝鮮半島有事の際の事前協議では、

〔前向きかつすみやかに態度を決定する方針〕

だと明言した。

米国政府は、こうした佐藤の態度を評価した。だが、「朝鮮議事録」の無効化については日米間で明確な合意が得られなかつたようである。

「報告書」は、その後一九七四年に米国政府が、「朝鮮議事録」について検討し、その扱いについて日本側に直接提起しないことを決めたこと。すなわち「議事録を未解決のままとし、正式に消滅させることをしない」（米国側文書）ことにしたが、その後の展開から見て、すでに事実上有効性を失っている、と判定している（五五頁）。本稿もそういうことだらうと考える。

いまはもう、在韓米軍が攻撃を受けて、短時間のうちに朝鮮戦争の緒戦のような危機的な状況に陥るような「例外的な緊急事態」のシナリオは想定しにくい。仮に在日米軍の素早い出動が事態收拾のカギになるような緊急事態が起つたとしても、その場合に日米両政府が「前向きにかつすみやかに」事前協議を行うことは十分可能だらう。現在の日米の防衛協力は半世紀以上前の安保改定当時と比べれば、意識の面でも、制度の面でも、はるかに密度を増しているからである。また実際問題として、協議なしに在日米軍が出動するという事態になれば、日米同盟は深刻な危機に陥るだらう。

だがそうだとしても、「正式に消滅」しなくとも事実上有効性が失われている、といえるのは、この「朝鮮議事録」の性格にもよるのではなかろうか。この文書を藤山外相とマッカーサー大使による事前協議の記録と考えれば、当然、その協議の結果はいつまで有効かという問題が出てこよう。一九六〇年六月二三日に開かれた（ことになつ

ている) 安全保障協議委員会準備会合で、藤山がマッカーサーに伝えた（ことになつて）いる）岸首相の許可。その許可はいつまで効力が続くのかという問い合わせである。期間の明示はないのだから、常識で判断するしかないが、半世紀以上たつても有効というのは考えにくい。

結論

新安保条約の調印後、その批准審議のための特別委員会（衆議院日米安全保障条約等特別委員会）でなされた、次のやりとり（一九六〇年四月二六日）を見ていただきたい。

「横路〔節雄〕委員……朝鮮動乱、韓国において再びそういう動乱が起きた場合における国連軍の出動については、これは吉田・アチソン交換公文の効力が引き続いて生きているのであるから、従つて、私の受けた印象では事前協議の対象にならない。こういうように総理から具体的に答弁があつたと思うのですが、その点はどうですか。」

岸〔信介〕国務大臣「これは今度の交換公文〔吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文〕ではつきり書いてありますように、その場合の米軍の行動につきましても事前協議の対象になるのであります。」

岸首相は、横路委員（社会党代議士）の質問に答え、朝鮮半島有事の際に、米軍が国連軍として日本の基地から出動する場合にも、それは（条約第六条の実施に関する）事前協議の対象になる、と明言している。

本稿執筆者は、「はじめに」で言及した拙稿（一九九六年）のなかで、このやりとりをとりあげ、岸首相の答弁

に疑義を呈した。そのときまでに利用可能であつた米国の外交文書を読めば、この場合に事前協議は必要ない、とする極秘の取り決めが日米間にあることは間違いない、と思えたからである。

だがもし、その極秘の取り決めを本稿のように理解すればどうなるか。「朝鮮議事録」は、朝鮮半島において実際に有事が発生する前に、そうした有事への対応を日米があらかじめ協議しておいた事前協議の記録だったという理解である。もしそう理解すれば、協議の形式はともかく、この場合も「事前協議の対象になる」と明言する岸首相の答弁は嘘ではなかつたことになるだろう。

むろん横路委員は、「朝鮮動乱」のような有事が実際に発生した後に、国連軍としての米軍出動に関する事前協議がなされるのかどうかという意味で、事前協議の有無を聞いているはずである。だとすれば、岸首相の答弁は、嘘ではないが、朝鮮半島有事の事前協議について、正直にすべてを語っているとはいえないことになる。

朝鮮半島有事における事前協議の問題は、核搭載艦船の一時寄港問題とは違つて、その後、大きな政治問題にはならず、政府が野党の追及をうけて、答弁に悩まされることもなかつた。これはおそらく、朝鮮の休戦がもし破られて戦争が再発したならば、どのみち日本政府は、日本に駐留する国連軍（米軍）の戦闘作戦行動を支援する。事前協議になれば、その答えは「イエス」になることが明白であり、かつ核持ち込みの問題とは違つて、政府が「イエス」と答えても、国民が強く反発するような問題ではない、という事情によるものだらう。

有識者委員会の「報告書」は「密約」を、「両国間の合意あるいは了解」であり「国民に知らされておらず」かつ「公表されている合意や了解と異なる重要な内容」を持つもの、と定義している（「はじめに」参照）。そして「報告書」はこの定義に基づいて、「朝鮮議事録」を「密約」と認定したわけである。だがこの「議事録」の性格を、もし本稿のように理解すれば、この定義でいう「密約」にはあたらなくなるかもしれない。

たしかにこの「議事録」の内容は「國民に知らされておらず」、日米両政府が秘密裏に合意したものではある。だが日米両政府は、自分たちは事前協議を行うという「公表されている合意」に反したわけではない。その合意通りに、ともかく事前協議を行つた。「朝鮮議事録」は、事前協議の回避を約束した「密約」文書ではなく、あえていえば「密議」の記録、すなわち、秘密裏に行つた事前協議の記録だった、というような説明が可能になるからである。

もちろん、「密約」であろうと、「密議」であろうと、「朝鮮議事録」の実際の効果が変わるわけではない。どちらであれ、もし実際に朝鮮半島で有事が発生したならば、この「議事録」を根拠に米軍は、日本政府とあらためて協議することなく作戦行動を開始することができたであろう。またどちらであれ、極秘の取り決めがなされ、その取り決めの実際上の効果がなくなつた後も長い間、政府が國民に対してきちんととした説明をしてこなかつたことにも変わりはない。その意味では本稿は、もしその内容が正しいとしても、「報告書」の議論の大筋を否定するというより、議論の細部をより正確にするもの、といった方がいいかもしれない。

ただもし「朝鮮議事録」が事前協議の記録だつたとすれば、安保条約と事前協議に関する重要なインプリケーションが出てくるだろう。

一つは、事前協議はこれまで一度も行われたことがないといわれてきたが、そうではないこと。また、安保改定時に外務省が、朝鮮半島有事の問題にかかる軍事的要請と政治的要請との間を調整しようとしたその努力は、これまで知られた以上に「苦心研究」されたものであつたこと。これらは安保条約の歴史研究にとって重要な発見といえるだろう。

もう一つは、もし「朝鮮議事録」に見られるように、事前協議の「事前」を幅広くとらえることができるとすれ

ば、日米間の協議をより柔軟で実効性のあるものにすることができるといふことである。たとえば「極東有事」の事前協議を、実際の有事が発生する前に行なうことができるのではないか。これは日米同盟の即応能力を向上させる。あるいは、いまはなされていない、核搭載艦船の一時寄港が再び必要になったときには、個別の艦船ことではなく、一定期間、一括して認めるかどうかの事前協議を行なうこともできるのではないかなどである。

東アジアの国際環境が厳しさを増し、安保条約に基づく日米安全保障協力のさらなる強化は、日本の安全にとって焦眉の課題となっている。その強化は日米の対等な協議に基づくべきものだが、その協議の健全な発展のためには、これまでの協議のありようについての正確な理解も必要になる。本稿が、そういう理解を進める一助になれば幸いである。

- (1) この調査報告書（「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会報告書」と、外務省内で調査収集された文書の主要なものは、外務省のホームページで閲覧できる。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/kekka.html>
- (2) *Foreign Relations of the United States: 1958-1960 Vol. XVIII, Japan; Korea* (G.P.O., 1994)
- (3) 安保改定とその要因については、拙著『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』（11000年、有斐閣）
- (4) この「密約」について詳しくは、「報告書」第二章と、それに関連する論文や学会報告などを収録した拙著『日米同盟の難問』（P.H.P.研究所、11011年）を参照していただきたい。
- (5) 詳しくは拙稿「日米安保事前協議制の成立をめぐる疑問—朝鮮半島有事の場合」『阪大法学』四六巻四号、一九九六年十月。
- (6) 同右。
- (7) 同右。
- (8) 同右。
- (9) 同右。

(10) 同右。

(11) 同右。

(12) 外務省のホームページで閲覧できる「密約」調査関連の外交文書は、「報告対象文書」三五点、「その他関連文書」二九六点である。()に引用したのは「報告対象文書」二一一に含まれる会談記録。

(13) 前掲拙稿。

(14) 「その他関連文書」二一一六八。

(15) 「報告対象文書」二一一。

(16) 同右。

(17) 同右。

(18) 同右。

(19) 同右。

(20) 同右。

(21) 「報告対象文書」二一一三。ちなみに、他の四点のドラフトの日付はそれぞれ、一月二八日、二月一四日、一五日、一八日である。「朝鮮議事録」のコピーは「報告対象文書」二一一。

(22) 安保条約第四条は次のように定めている。「締約国は、この条約の実施に關して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における國際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。」

(23) ちなみに、このドラフトでは、藤山がマッカーサーに、朝鮮半島での「例外的な緊急状態」に対応して、米軍が日本の基地から戦闘作戦行動を開始した後、日米両政府は速やかに戦闘作戦行動の継続についての事前協議を行う、と述べることになっていた。こうした記述は「朝鮮議事録」はない。

(24) 米国の民間調査団体 National Security Archive のホームページを参照。

(25) <http://www.gwu.edu/nsarchive/nukevault/ebb291/doc01.pdf>

本稿執筆にあたっては、春名幹男氏が所有されている文書のコピーを利用させていただいた。春名氏に感謝したい。

(26) 池田勇人内閣（外務大臣は小坂善太郎）の下で行われたこの会合については、米国側の記録が公開されている（Central Files 611.947/9-1260, National Archives）が、そのなかに「朝鮮議事録」について言及した部分はない。

(27) ）の文書が、一九六〇年（昭和三十五年）六月一日、「わゆるハガチー事件（日米修好百年を記念して来日を予定）」（トライゼンハウアード大統領の新聞関係秘書、ジエームズ・ハガチーが安保騒動のデモ隊に取り囲まれた事件）の翌日、マッカーサー大使が、ハーダー國務長官に送った機密（トップ・シークレット）電報である（Tel 4131 Central Files 611.947/6-1160, National Archives）。米国情報公開法に基づく本稿執筆者の情報公開申請によつて開示された（平成二十五年七月三日）。内容は次の通り。

「国内政治情勢を考えると、安全保障協議委員会の第一回会合は、新安保条約が発効した後、岸と藤山がまだ職にあって、吉田・アチソン交換公文に関する秘密の了解（confidential understanding）を確實に委員会の記録のなかに入れることができる地位にいるうちに、なるべく早く開くべきである。それで私は〔マッカーサー大使〕は藤山外相に、第一回委員会会合を、条約が発効するその日——三月の兆候では月末までにはその運びになりそなうだが——に開くことを提案するつもりである。表向きに発表する会合の目的は、委員会の業務のための組織上の問題と取り決めについて話し合うため、とする」となるだろ。私はフェルト提督〔Admiral Harry Felt 太平洋軍司令官〕が出席（おきる）ことを希望したいが、それが無理なら、バーンズ将軍〔Lt. General Robert Burns 在日米軍司令官〕の代理出席（おきる）よ。」

マッカーサー大使は、安保騒動のなかハガチー事件が起つたことにより、岸政権の行く末に不安をいだいたようである。「朝鮮議事録」を確實に安全保障協議委員会の記録にするため、第一回会合は、新安保条約発効後なるべく早く、できれば発効当日に開くべきだと考えた。大使はこの時はまだ、「準備会合」ではなく、「正式に第一回会合を開くつもりだった。だがその後の事態の展開は、日米両政府にその余裕を与えるなかつたものと思われる。

(28) 「その他関連文書」二一七一。